墜落制止用器具（フルハーネス型）の使用に関する特記仕様書

　　墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン（平成30年６月22日付け基発0622第２号）において規定される墜落制止用器具の選定要件に該当する場合は、「墜落制止用器具の規格」（平成31年厚生労働省告示第11号）による墜落制止用器具（フルハーネス型）を使用すること。

デジタル工事写真の小黒板情報電子化に関する特記仕様書

（目的）

第１ デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、

被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、

工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工

事写真の改ざん防止を図るものである。

（適用）

第２ 本工事はデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下「対象工事」とい

う。）とし、第３から第６の全てを実施することとする。ただし、現場状況等により

適用が困難な場合は監督員と協議し、対象としないことができる。

（対象機器の導入）

第３ デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以

下「使用機器」という。）については、受注者が選定し調達するものとする。

２ 受注者は使用機器の選定にあたっては、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 営繕工事写真撮影要領（平成31 年版）３．(3)撮影方法に示されている次の項

目について電子的記入ができること。

ア　工事名

イ　工事種目

ウ　撮影部位

エ　寸法、規格、表示マーク

オ　撮影時期

カ　施工状況

キ　立会者名、受注者名

ク　その他

(2) 「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リス

ト）」（URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」）に記載されている信憑性確

認（ 改ざん検知機能） を有すること。使用機器の事例として、URL

「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index\_digital.html」記載の「デジ

タル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、こ

の使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

３ 受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示すること。

（小黒板情報の電子的記入）

第４ 受注者は、第３第１項の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、

被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録することとする。

２ 小黒板情報の電子的記入を行う項目は、第３第２項(1)による。

（小黒板情報の電子的記入の取扱い）

第５ 本工事の工事写真の取扱いは、営繕工事写真撮影要領に準ずるが、第４に示す小

黒板情報の電子的記入については、営繕工事写真撮影要領４．で規定されている写真

編集には該当しない。

（小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品）

第６ 受注者は、第４に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下「小黒板情報

電子化写真」という。）を、電子納品特記仕様書に基づき、工事完成時に納品するも

のとする。

２ 受注者はURL(http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index\_digital.html）

のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェッ

クツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小

黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を前項の納品にあわせて監督員へ

提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認すること

がある。

（適用の除外）

第７ 対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響等により、対象機器の

使用が困難な工種においては、使用機器の利用を限定するものではなく、従来方式（物

理的小黒板利用）の撮影を併用することを認めるものとする。

また、対象範囲は電子小黒板の作成及び撮影までとし、小黒板情報を用いた工事写

真アルバム等の自動作成機能（一部のソフトウェアにおいて実装されている。）の利

用は受注者の任意とする。